

三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、令和4年12月17日から同月25日までの積雪（以下「積雪」という。）によって被害を受けたビニールハウスや果樹棚（以下「ハウス等」という。）の早期復旧及び産地の維持を図るため、ハウス等の再建に係る資材の購入に要する経費に対して、三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住し、市内の自己所有農地又は利用権設定を行っている農地において、現に農業経営を行っている者で、ハウス等を再建し、今後も継続して農産物を出荷・販売しようとするもの
- (2) 個人にあつては世帯員全員が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税、料等（以下「市税等」という。）を完納し、法人にあつては当該法人が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税等を完納しているもの

(補助対象事業及び補助対象経費等)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助対象経費等は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助対象事業は、令和6年1月31日までに完了させるものとする。

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）

は、三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 積雪による被災状況が分かる写真又は被害を受けたことを証するもの（被

災証明書等)

(4) 事業実施位置図

(5) 営農計画書の写し又は農地の地名、地番、面積及び作物が確認できる書類

(6) 見積書等補助対象経費を確認できる資料

(7) 雪害対策として有効な補強を行ったことが確認できる資料

(8) 個人情報閲覧に関する同意書

(9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、補助対象事業の着手後又は完了後においても行うことができるものとし、補助対象事業の完了後に申請する場合において、同項中「事業計画書」とあるのは「事業実績書」と、「収支予算書」とあるのは「収支決算書」と、「見積書等補助対象経費を確認できる資料」とあるのは「補助対象事業に係る領収書又は納品書の写し」と読み替えるものとする。

(補助金交付決定)

第5条 市長は、前条の申請について内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金額を決定し、申請者に対して三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

(補助金交付決定前の着手)

第6条 補助対象事業の着手は、補助金の交付決定前においても行うことができるものとする。

2 前項の場合において、申請者は、三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業に係る交付決定前着手届（様式第3号）を市長に提出し、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

(補助対象事業の変更等)

第7条 申請者は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金変更承認申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金額を変更し、三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、事業完了後速やかに、三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象事業に係る領収書又は納品書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告は、第4条第2項の規定により、補助対象事業の完了後に補助金の交付申請がなされた場合にあっては、当該申請をもってなされたものとみなす。

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の報告について内容を審査のうえ、補助金額を確定したときは、三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金額の確定について、必要に応じ現地において検査するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金額の確定を受けた者は、遅滞なく三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

(遵守事項)

第11条 申請者は、補助対象事業を完了した年度の翌年度から起算して3年以上は、対象となる作物の栽培を継続することとする。

2 申請者は、補助対象事業において、雪害への対策を講じるものとし、申請時に明示することとする。

3 申請者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を整理し、補助事業完了年度の翌年度から起算して、5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を

命じることができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 補助金交付の要件に違反した場合
- (2) 不正な手段により補助金を受けた場合
- (3) その他補助金の使途が不相当と認められる場合

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じる場合は、三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、補助金交付決定の取消しを通知するものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年2月24日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

（告示失効後の経過措置）

3 第11条及び第12条の規定は、この告示失効後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助要件
栽培用ハウス復旧事業	ハウスの復旧に要した資材費 (他の補助金等の交付を受けている場合にあつては、交付を受けた補助金等の額を差し引いた額)	事業の実施に要した経費から、消費税及び地方消費税相当額を控除した額の10分の2以内とする。補助金額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。 上限：1,000千円 ※補助対象経費が50千円を超えること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害を受ける前の施設と同程度の施設を取得又は復旧する範囲までを対象とする。 2 農作物の栽培用ハウスに限る。 3 雪害対策として有効な補強を行い、ハウスの強度を向上させること。
果樹棚（ぶどう、梨など）復旧事業	果樹棚の復旧に要した資材費 (他の補助金等の交付を受けている場合にあつては、交付を受けた補助金等の額を差し引いた額)	事業の実施に要した経費から、消費税及び地方消費税相当額を控除した額の10分の3以内とする。補助金額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。 上限：1,000千円 ※補助対象経費が50千円を超えること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害を受ける前の施設と同程度の施設を取得又は復旧する範囲までを対象とする。 2 雪害対策として有効な補強を行い、果樹棚の強度を向上させること。

備考 資材は、新品のものに限る。

様式第1号（第4条関係）

三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金交付申請書

年 月 日

三次市長 様

申請者 住所
氏名

年度三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金を受けたいので、三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 _____ 円

(内訳)

栽培用ハウス復旧事業	円
果樹棚復旧事業	円

2 添付資料

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 積雪による被災状況が分かる写真又は被害を受けたことを証するもの（被災証明書等）
- (4) 事業実施位置図
- (5) 営農計画書の写し又は農地の地名、地番、面積及び作物が確認できる書類
- (6) 見積書等補助対象経費を確認できる資料
- (7) 雪害対策として有効な補強を行ったことが確認できる資料（栽培用ハウス復旧事業）
- (8) 個人情報閲覧に関する同意書
- (9) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

1 雪害への今後の対応策

--

2 作付計画

(単位：a)

作物名	年度		年度		年度	
	ほ場地番	面積	ほ場地番	面積	ほ場地番	面積
	計		計		計	

3 販売計画

(単位：kg)

作物名	年度		年度		年度	
	出荷・販売先	数量	出荷・販売先	数量	出荷・販売先	数量
	計		計		計	

収支予算書

1 収入

(単位：円)

区分	予算額	積算根拠
三次市補助金		
自己資金		
合計		

2 支出

(単位：円)

区分	予算額	補助金等 充当額		積算根拠
		補助対象経費		
合計				

第 号
年 月 日

様

三 次 市 長

三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金については、三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり交付を決定したので通知します。

1 交付決定額 金 _____ 円

(内訳)

栽培用ハウス復旧事業	円
果樹棚復旧事業	円

2 補助対象事業の内容等

この補助金の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業で、その内容は、年 月 日付けの申請書に記載のとおりとする。

3 交付の条件

この対象事業は、三次市補助金等交付規則第6条に規定するもののほか、この補助金に係る法令、告示等に従わなければならない。

この対象事業が完了したときは、事業実績報告書を速やかに市長に提出しなければならない。

様式第3号（第6条関係）

三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業に係る交付決定前着手届

年 月 日

三次市長 様

住所

氏名

年 月 日付けで交付申請を行った、 年度三次市ビニールハウス
・果樹棚再建支援事業について、次の条件を了承の上、補助金の交付決定前に着
手したいので届け出ます。

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に
損失を生じた場合、これらの損失は自らが負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場
合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、
計画変更は行わないこと。

様式第4号（第7条関係）

三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日

三次市長 様

住所

氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、次の理由により事業内容を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 交付決定額 金 _____ 円

(内訳)

栽培用ハウス復旧事業	円
果樹棚復旧事業	円

(2) 変更申請額 金 _____ 円

(内訳)

栽培用ハウス復旧事業	円
果樹棚復旧事業	円

(3) 添付書類

収支予算書（変更）

収支予算書（変更）

1 収入

（単位：円）

区分	変更前 予算額	変更後 予算額	増減額	積算根拠
三次市補助金				
自己資金				
合計				

2 支出

（単位：円）

区分	変更前 予算額	変更後 予算額	補助対象 経費	補助金等 充当額	積算根拠
合計					

第 号
年 月 日

三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金変更交付決定通知書

様

三 次 市 長

年 月 日付けで申請の三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金については、三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり変更交付決定をしたので通知します。

1 変更前交付決定額 金 円

2 変更後交付決定額 金 円

(内訳)

	変更前	変更後
栽培用ハウス復旧事業	円	円
果樹棚復旧事業	円	円

3 変更の理由

4 交付の条件

- (1) この事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告して指示を受けなければならない。
- (2) この事業が完了したときは、事業実績報告書を速やかに市長に提出しなければならない。

様式第 6 号（第 8 条関係）

三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金実績報告書

年 月 日

三次市長 様

住所

氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった、 年度三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助金額 金 円

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象事業に係る領収書又は納品書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

収支決算書

1 収入

(単位：円)

区分	予算額	決算額	積算根拠
三次市補助金			
自己資金			
合計			

2 支出

(単位：円)

区分	予算額	補助対象 経費	決算額	補助対象 経費	補助金等 充当額	積算根拠
合計						

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

三 次 市 長

三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金の交付について、三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

1 交付決定額 金 _____ 円

(内訳)

栽培用ハウス復旧事業	円
果樹棚復旧事業	円

2 交付確定額 金 _____ 円

(内訳)

栽培用ハウス復旧事業	円
果樹棚復旧事業	円

様式第8号（第10条関係）

三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金交付請求書

年 月 日

三次市長 様

住所

氏名

年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた、 年度三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金として、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 _____ 円

(内訳)

栽培用ハウス復旧事業	円
果樹棚復旧事業	円

2 振込先

(振込先金融機関名)	1 普通	2 当座	3 その他 ()
農協 本店	フリガナ		
	口座名義人		
銀行 支店	口座番号		
金庫			

3 請求者と振込口座名義人が異なる場合は、当該補助金の受領について、上記の口座名義人に委任します。

第 号
年 月 日

様

三 次 市 長

三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号による 年度三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金の交付の決定の全部（一部）について、三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり取り消したので通知します。

ついては、この補助金を次のとおり返還してください。

1 交付決定の取消額

交付決定額	金	円
今回取消額	金	円
更正決定額	金	円

2 取消しをする理由

3 返還期限 年 月 日

4 返還方法 別紙納付書による。

5 納付場所 別紙納付場所による。